

保護者各位

令和2年5月7日
かみこまつ保育園 園長 大西 祐輔

緊急事態宣言延長における保育園の利用について

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルスによる家庭保育にご協力頂き、誠にありがとうございます。さて、緊急事態宣言の延長を受けて、葛飾区より保育園の利用について通達がございましたので、お知らせ致します（別紙参照）。

これを受け、かみこまつ保育園の方針としまして、以下のように致しますので、ご連絡致します。

登園について

- ・引き続き、休園となります。業務に従事せざるを得ない方などに限定した保育を行います。
- ・やむを得ず保育が必要な方は必要時間のみお預かり致します。
- ・登園予定については、現在登園予定がわかっている箇所にご記入してください。

提出の期限を 5月12日(火)とさせていただきます。

メールまたは FAX にて登園予定を提出して下さい。（紙を写真で撮って送って頂いても結構です。）

- ・登園予定に変更や追加がございましたら、わかり次第ご連絡ください。

（給食の数や保育士の体制の都合上、1週間ぐらい前に連絡を頂けると助かります。）

※5月11日(月)、12日(火)、13日(水)のいずれかの日程で保育が必要な方は 5月9日(土)までに保育園までメールを送ってください。 期限が短く申し訳ありません。

ご協力よろしくお願い致します。

以上

令和2年5月7日

保護者の皆様へ

葛飾区子育て支援部 子育て支援課
保育課

「緊急事態宣言」の延長に伴う保育施設等の利用について（5月7日発出）

令和2年5月4日、国は緊急事態宣言を5月31日まで延長することを決定しました。これに伴い、本区の5月11日以降の保育につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

記

5月31日までは、感染拡大の防止のため、引き続き、保育施設等は通常保育を停止して休園とし、業務に従事せざるを得ない方などに限定した最小限の保育として「緊急事態保育」を継続します。

家庭保育ができずにやむを得ず登園する場合は、原則5月8日の午前中までに「緊急事態保育連絡票」を保育施設にご提出ください。提出方法は、メール対応が可能な場合もございますので、保育施設にご相談ください。ご記入いただいた保育連絡票の登園希望日や時間に変更がある場合は、前日の午前中までに保育施設へご連絡ください。

保育連絡票の集計の結果、登園児童数が多い日は、登園日を他の日に変更をお願いすることがございます。

6月1日以降につきましては、国及び東京都の動向を踏まえ、改めてお知らせします。また、6月1日以前であっても本通知に変更がある場合は、速やかにお知らせいたします。

※今後、保育施設をご利用の方は、園内で感染症が発生した場合の調査に必要となりますので、可能な限り、行動記録を取ってください。